

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済的負担を軽減するため実施してまいりました、水道料金の基本料金を0円とする特別措置につきましては、次の実施期間をもちまして終了いたします。

○ 実施期間

北部地区 令和2年6月請求分から令和3年4月請求分（3月検針分）まで

南部地区 令和2年7月請求分から令和3年5月請求分（4月検針分）まで

※月途中での中止（閉栓）による随時請求分も対象となります。

○ 実施期間終了後の請求分からは、基本料金を含めた水道料金にて請求させていただきます。

上下水道課

電話：059-366-7118

FAX：059-364-2568